

令和7年度対馬市 SDGs 研究奨励補助金募集要項

【令和7年5月12日まで（月）17時まで】

1. 補助の趣旨

対馬市では、対馬における持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)の達成に向け、市民、学生等、共同研究グループが行う調査・研究を奨励しています。SDGsの推進に資する以下のテーマに対して公募・選考し、採択された方には、調査研究活動に必要な経費を補助します。

- (1) 対馬の環境に関する研究テーマ
- (2) 対馬の社会に関する研究テーマ
- (3) 対馬の経済に関する研究テーマ
- (4) 対馬の環境・社会・経済の総合的な研究テーマ

2. 申請対象者

- (1) 対馬市民
- (2) 対馬市民が共同で研究を行うグループ
- (3) 学生等（学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく、高等学校、大学、大学院、大学院大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に所属する大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生、専門学校生、研究生及び我が国出身で海外の大学に所属する大学生、大学院生。また、高等学校の生徒による研究活動に係る申請に限り、当該生徒が所属する高等学校の学校長または指導教員）
- (4) 学生等が共同で研究を行うグループ
- (5) 対馬市民と学生等が共同で研究を行うグループ

3. 研究期間（事業実施期間）

補助金の交付決定日から令和8年1月30日（金）まで。

※研究期間外に支出した経費は、補助対象経費に計上することは出来ません。

4. 補助金の額

補助率は補助対象経費の範囲内（1万円未満は対象外）で、下表のとおり補助金を交付します。※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※教職員は研究メンバーの人数に計上することはできません。

区分	補助率	上限額	補助金額算出の具体例
個人研究	5分の4以内	15万円	①補助対象経費が10万円の場合 ⇒補助金額：10万円×4/5＝8万円 ②補助対象経費が20万円の場合 ⇒補助金額：20万円×4/5＝15万円（※上限額）
グループ研究	5分の4以内	50万円	①補助対象経費が60.3万円の場合 ⇒補助金額：60.3万円×4/5≒48.2万円(※端数切捨) ②補助対象経費が80万円の場合 ⇒補助金額：80万円×4/5＝50万円（※上限額）

5. 補助対象経費

項目	内容																											
1 報償費	申請者及び構成員を除く、現地の作業協力者や外部の専門家等に対する謝礼 【留意事項】 (1) 外部の専門家等への謝礼単価は1日あたり1万円を上限とする。 (2) 現地の作業協力者等への謝礼単価は1日あたり8,900円を上限とする。																											
2 旅費	研究を実施するために必要な交通費や宿泊費等 【留意事項】 (1) 現地活動に係る研究メンバーの対馬への来島旅費については、住所地から対馬市までの公共交通機関による往復交通費の実費額とすること。また、その積算にあたっては、学生割引の適用やパック料金の利用等、最も経済的な方法により移動した場合の旅費によることとする。 (2) 学生等について、対馬-福岡間のフェリー、ジェットfoil利用時は、学生割引料金を適用すること。また、対馬市と連携協定等を締結している学校の学生等については、 準島民割引料金 の適用を受けること。なお、申請時の福岡（長崎）-対馬間の交通費は下記の単価表（R7.4.1時点）を用いて計上すること。 <table><tr><th rowspan="2">航路・交通機関</th><th colspan="3">片道単価(円)</th></tr><tr><th>通常料金</th><th>学生割引</th><th>準島民割引</th></tr><tr><td>博多～厳原港 ※フェリー(2等)</td><td>6,280</td><td>5,030</td><td>2,670</td></tr><tr><td>博多～厳原港 ※ジェットfoil</td><td>10,870</td><td>8,700</td><td>4,540</td></tr><tr><td>博多～比田勝港 ※フェリー(2等)</td><td>7,540</td><td>6,040</td><td>3,020</td></tr><tr><td>福岡～対馬空港（航空機）</td><td>13,700</td><td>通常料金で計上</td><td>7,610</td></tr><tr><td>長崎～対馬空港（航空機）</td><td>14,800</td><td>通常料金で計上</td><td>8,500</td></tr></table> (4) 対馬市内における交通費は公共交通機関の利用に係る実費額を対象とし、路線バス利用の場合は1日フリーパス利用によること。 (5) 宿泊費は原則として対馬市内における宿泊費（食事代を除く）のみを対象とし、単価は1泊あたり税込7,000円を上限とする。 (6) 対馬への滞在は、 市の域学連携活動・拠点施設（上県町佐護の旧医師住宅） の活用（宿泊費無料）も可能なため、利用希望者は申請時に相談すること。 (7) 対馬学フォーラムに係る来島旅費（代表発表者 最大2名分）を補助対象経費として計上すること。なお、対馬学フォーラムでの来島に併せて対馬市内で研究に係る調査活動等を行う場合は、2名を超える研究メンバーの来島旅費についても補助対象経費とみなす。 対馬学フォーラムは、市民、関係団体、島外の学生、研究者等による対馬研究・実践の成果発表と交流の場です。本年度は令和7年12月21日（日）を予定しており、申請者には、地域への成果還元を目的に、補助研究に係る発表を行っていただきます。	航路・交通機関	片道単価(円)			通常料金	学生割引	準島民割引	博多～厳原港 ※フェリー(2等)	6,280	5,030	2,670	博多～厳原港 ※ジェットfoil	10,870	8,700	4,540	博多～比田勝港 ※フェリー(2等)	7,540	6,040	3,020	福岡～対馬空港（航空機）	13,700	通常料金で計上	7,610	長崎～対馬空港（航空機）	14,800	通常料金で計上	8,500
航路・交通機関	片道単価(円)																											
	通常料金	学生割引	準島民割引																									
博多～厳原港 ※フェリー(2等)	6,280	5,030	2,670																									
博多～厳原港 ※ジェットfoil	10,870	8,700	4,540																									
博多～比田勝港 ※フェリー(2等)	7,540	6,040	3,020																									
福岡～対馬空港（航空機）	13,700	通常料金で計上	7,610																									
長崎～対馬空港（航空機）	14,800	通常料金で計上	8,500																									
3 需用費	研究に直接必要な消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費 【留意事項】 (1) 燃料費のうち、ガソリンは1リットルあたり税込230円で計上すること。																											
4 役務費	研究に直接必要な通信運搬費																											
5 委託料	サンプルの分析等申請者では実施することが難しい専門性の高い業務を外部の専門業者等に委託する経費 【留意事項】 (1) 申請にあたり見積書を添付すること。																											

6	使用料 及び 賃借料	会場借上料、車両・機器等の賃借料、用船料等 【留意事項】 (1)申請にあたり見積書又は経費の算出根拠が分かる書類を添付すること。 (2)レンタカーに係る賃借料は、研究に係る調査活動等の遂行にあたって市が必要と認める賃借期間に係る料金を補助対象経費とする。 (3)調査分析等に必要ソフトウェア類やカメラ等、恒久的に利用できる物品については、原則、リースやサブスクリプションサービスを研究に必要な期間のみ利用すること。
---	------------------	---

以下の経費については、補助金の交付対象外です。

- (1) 価格が2万円以上の消耗品の購入経費
- (2) 補助対象者が中心となって取り組むべき主要な研究活動の委託に係る経費
- (3) 食糧費、調査協力者等への記念品・土産代
- (4) 机・椅子・事務機器等、事務所用品の購入経費
- (5) 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- (6) 指導教員等に係る旅費
- (7) その他市長が適当でないと認める経費

6. 応募の方法

申請フォームに必要事項を入力の上、下記に示す応募書類を申請フォームにアップロードしてください。なお、フォームによる申請・様式提出が難しい場合は、担当課までご相談ください。

提出締切は令和7年5月12日(月)17時00分です(必着)。

【申請フォーム URL】 <https://logoform.jp/form/B64N/990073>

QR コードからも
アクセス可能



【応募書類】

No.	提出書類	提出者	提出方法
1	実施計画書(様式第1号)	申請者 共通	指定の Excel 様式にて作成の上、当該ファイルを提出。 ※必ず Excel ファイル形式で提出すること。
2	行程表		
3	収支予算書(様式第1号)		
4	研究メンバーの構成(同)		
5	指導教員の推薦状(同)	学生等	指導教員が記入・押印した推薦状のスキャンデータ(カラーデータかつ PDF ファイル)を提出。
6	学校に在籍していることが分かる書類の写し		学生証(教職員証)または在学証明書(在職証明書)のスキャンデータ(PDF ファイル)を提出。 ※高等学校の教員等が申請主体になる場合も提出。
7	保護者の同意書 (様式第2号)	高校生・18 歳未満の者	保護者が記入・押印した同意書のスキャンデータ(カラーデータかつ PDF ファイル)を提出。
8	見積書・経費の根拠書類	該当する者	見積書等のスキャンデータを PDF ファイル形式で提出。

【申請にあたっての注意事項】

※応募書類の様式は [対馬市ホームページ](#) からダウンロードして作成すること。

※申請フォーム入力でもって、対馬市 SDGs 研究奨励補助金交付申請書（様式第 1 号）の提出に代えるため、当該様式の提出は不要とする。

※ファイルサイズはすべて 10MB 以下とし、画像データや文字等が不鮮明なデータ等は不可とする。

※データ提出様式は必ず指定のファイル形式にて提出すること。なお、Excel ファイルについては、文字の見切れや不自然なページ区切り等がないかを印刷プレビューモードで事前に確認すること。

7. 補助申請事業の審査

（１）審査方法

- ・ 締切後、審査会を開催し、補助金交付の適否及び補助金の額等について審査します。
- ・ 一次審査、二次審査により選考します。
- ・ 一次審査は書面審査とし、審査委員が、申請ごとに判定評価（A判定：優れている、B判定：推薦できる、C判定：推薦できない）を行います。C判定の審査委員数が審査委員総数の半数以下であれば二次審査に進むことが出来ます。
- ・ 二次審査はプレゼンテーション及びヒアリングによる評価及び合議審査とします。インターネット回線を通じて、一次審査通過申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行います。プレゼンテーションとヒアリングに基づき、審査委員は評点評価を行い、その集計及び審査員合議の結果、得点の順位・予算の範囲等により可否を判定します。

（２）審査基準等

一次審査及び二次審査の審査基準等は下記のとおりです。

①一次審査について

審査対象、審査項目、配点は下記のとおりです。

審査対象	審査項目	配点
実施計画書 行程表	①研究目的・内容の明確さ： 目的や内容が明確かつ具体的であるか。	8 点
	②研究方法の妥当性： 目的を達成するための研究方法等は具体的かつ適切であるか。 また、研究経費と整合性がとれたものとなっているか。	8 点
	③研究スケジュールの計画性： 目的を達成するため、上記の研究方法を用いた研究は計画的かつ適切にスケジュールが組まれているか。	8 点
収支予算書	④研究経費の妥当性： 使途が明瞭であり、詳細かつ計画的に予算が積算されているか。	8 点
合 計		3 2 点

上記の審査項目に対する評点区分は次ページのとおりです。

評点区分	評定基準
8 点	優れている
4 点	良好である
2 点	やや不十分である
1 点	不十分である

合否判定基準は下記のとおりです。

合否判定		
判定基準	A 判定（優れている）	26 点以上
	B 判定（推薦できる）	20 点以上
	C 判定（推薦できない）	20 点未満
合格基準	C 判定の審査委員数が審査委員総数の半数以下の場合	

②二次審査について

審査対象、審査項目、配点は下記のとおりです。

審査対象	審査項目	配点
実施計画書・ 収 支 予 算 書 を も と と し た プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 及 び ヒ ア リ ン グ	①研究の意義・重要性： 対馬市の SDGs 推進に対する貢献度が高く、推進すべき重要な研究 提案であるか ※上記と併せて、過年度採択研究の継続研究については、対馬の環境・ 社会・経済に係る諸課題解決にあたり極めて高い応用性が認められ るか。	8 点
	②現状への理解・分析： 対馬市の課題・現状等を踏まえた研究提案であるか	8 点
	③研究の特色： 関連する既存研究や研究動向を踏まえ、独自性や創造性が認められ るか。市民・学生の研究の位置づけが明確であるか ※上記と併せて、過年度採択研究の継続研究については、過去研究の 成果を踏まえた発展性や独自性が認められるかどうか	8 点
	④研究遂行能力： 実施計画に対する十分な遂行能力を有しているか	8 点
	⑤申請者の熱意・意欲： 申請者の熱意や意欲が感じられる研究提案か	8 点
	⑥説明力（論理性・共感性）： プレゼンテーションは論理的でわかりやすく、共感できるものか	4 点
	⑦質問に対する回答力： 委員の質問に対し、明確・適切に回答できているか	4 点
	合計	48 点

審査項目に対する評点区分は下記のとおりです。なお、集計及び審査員合議の結果、得点の順位・予算の範囲等により可否を判定します。

評点区分		評定基準
審査項目①②③④⑤	審査項目⑥⑦	
8 点	4 点	優れている
4 点	3 点	良好である
2 点	2 点	やや不十分である
1 点	1 点	不十分である

(3) プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）の実施方法

①日時（予定）：令和7年6月6日（金）

※日程は事前告知なく変更する場合があります。正式な実施日及び時間帯は、1次選考合格者にお知らせします。

②プレゼンテーションの時間：1人（グループ）あたり15分以内

③ヒアリングの時間：1人（グループ）あたり10分以内

④プレゼンテーションの順番：原則、受付順に行います。

⑤プレゼンテーション及びヒアリングの方法：

- ・ Zoom を通じ、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。一次審査合格者は、パソコン、ウェブカメラ（カメラ内蔵のノートパソコンでも可）、マイク、スピーカーもしくはイヤホンマイクを各自ご用意ください。また、パソコンに予め Zoom をインストールしておいてください。
- ・ プレゼンテーションの前に、通信テストを行います。対馬市から送られる招待 URL から Zoom ミーティングにご参加ください。
- ・ プレゼンテーションでは、パワーポイント等は使用せず、事前に提出していただいた申請書類（申請フォームへの入力事項/交付申請書・実施計画書・行程表・収支予算書）のみによる説明とします。まず、申請者より申請書類を用いて説明をしていただき、その後、審査委員の質疑に対してお答えいただきます。なお、説明時には、Zoom の画面共有機能を用いて、申請書類の画面共有を頂くことは可能ですので、希望者は日程調整の際にお申し出ください。
- ・ 一次審査合格者数によっては、プレゼンテーションの日程変更や、各自の持ち時間を短縮することもあります。また、各自のプレゼンテーションの実施時間帯については、原則、対馬市にて決定させていただきます。

8. 審査結果の通知

(1) 一次審査

一次審査の結果は、5月下旬～末頃に通知します。

(2) 二次審査

審査結果は、6月上旬頃に通知します。なお、応募状況と研究内容、審査等により、減額されて交付決定する場合がありますので、予めご留意ください。

9. 採択者向け説明会の実施

審査会を経て補助金の交付が決定した方については、研究実施にあたっての事務処理等に係る説明会にご参加いただく予定です。詳細な日程については後日お知らせいたします。

10. 実績報告

研究完了日から起算して30日以内又は令和8年1月30日までのいずれか早い日までに、市の指定する様式にて実績報告書等（研究成果をまとめた論文や報告書、要旨含む）を提出していただきます。

※実績報告時には、補助対象経費に係る支出証拠書類（申請者又は研究メンバー宛の領収書等の原本。写し、宛名が学校名等は不可）をご提出いただきます。支出証拠書類がない経費につきましては補助対象経費に計上できませんので予めご注意ください。

※学生等による研究申請で当該申請者を推薦した指導教員は、研究の遂行及び研究報告書等の作成にあたっては、推薦者として責任をもって、必要な指導・助言を行っていただきます。

11. 補助金の支払い

実績報告書等提出された書類を精査し、補助金の額を確定、ご指定の銀行口座（必ず申請者本人名義のもの）に振込にて支払います。ただし、特に必要と認められる場合、補助金額の確定前に補助金の一部を支払う概算払（補助金額の8割以内）が可能です。この場合、補助金額の確定後、確定した補助金の額との間で精算手続きを行います。

※補助金の振込にあたっては、市指定の請求書及び振込先の口座通帳の写しを提出いただきます。

12. 年間スケジュール予定（概要）

時 期	実施内容	対馬市	補助申請者
～5月12日	公募期間		申請
5月中旬～下旬	第一次審査	・結果通知（下旬頃） ・二次審査日程通知	
6月6日	第二次審査	・二次審査会開催 ・結果通知（6月上旬） ・交付決定通知（〃）	参加・プレゼン 送付
6月中	事前説明会	開催	参 加
交付決定日～令和8年1月30日 （又は研究完了日）	研究実施	【適宜指導・助言】 ・必要に応じて指導	【研究実施】 報告・相談
12月21日	成果報告	・対馬学フォーラム	参加・成果報告
令和8年1月30日 （又は研究完了日から30日以内のいずれか早い日）	実績報告		実績報告書提出
令和8年2月～3月	交付額確定	・交付額確定通知	

補助金の請求：概算払いの場合⇒研究実施期間中に市に対して請求書を提出。

精算払いの場合⇒交付額確定通知後、速やかに市に対して請求書を提出。

13. その他

- ・研究期間中、市から申請者に対して研究実施状況等に係る報告を求める場合があります。
- ・本制度による研究内容及び成果は、対馬の地域に幅広く還元していただくこととします。
- ・研究成果の学会発表や学会誌への投稿に特段の制約はありません。ただし、市へ提出した研究報告書及び研究論文等は、市発行の要旨集等で公表することを予めご了承ください。
- ・過年度の採択事業については[対馬市ホームページ](#)にてご覧いただけます。
- ・補助金の交付に関する詳細については、本要項の他、下記によるものとします。
 - 対馬市 SDGs 研究奨励補助金交付要綱
 - 対馬市 SDGs 研究奨励補助金審査会設置要綱
 - 対馬市補助金等交付規則

【問い合わせ先】

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分 1441 番地

対馬市役所未来環境部 SDGs 戦略課（担当：井・崔^{いい さい}）

E-mail : ikigaku@city-tsushima.jp

TEL : 0920-53-6111（代表）